

## 厚木市文化芸術振興委員会委員公募の選考に関する基準等について

### 1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市文化芸術振興委員会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、厚木市文化芸術振興委員会委員公募要綱第5条の規定に基づき、「厚木市文化芸術振興委員会に係る委員公募選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
- (2) 選考委員会は、文化振興主管部長、文化振興主管部次長、文化振興主管課長及び文化振興主管係長をもって組織し、選考委員長には文化振興主管部長を充てる。

### 2 選考人数

3人以内。なお、必要に応じて次点1人を選考することができる。

### 3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市文化芸術振興委員会委員応募申込書を基に、応募の動機及び小論文においては、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、その他、社会的活動の経験等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。

| 評 価 項 目          | 評価点（5段階評価） |   |   |   |   |
|------------------|------------|---|---|---|---|
| 文化芸術振興に関する意欲や熱意  | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 文化芸術政策に対する考え方    | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 文化芸術に関する取組み経験や知識 | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 小論文の分かりやすさや論理性   | 5          | 4 | 3 | 2 | 1 |

【評価基準】 5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや劣る 1 劣る

### 4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。